

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年11月19日提出
【計算期間】	第9特定期間（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）
【ファンド名】	日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階
【事務連絡者氏名】	石井 泉
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階
【電話番号】	03（5288）6467
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンド「日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02」は、主として「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券への投資を通じて債券への投資を行うとともに、為替オーバーレイ運用を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指すことを目的として運用を行います。

発行価額の総額は1,000億円を上限とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

* 単位型投信：

当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

* 内外：

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* 債券：

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式 一 般 大 型 株 中 小 型 株	年1回	グローバル（日本を含む）		
	年2回	日 本		
債 券 一 般 公 債 社 債 その他債券 クレジット属性（ ）	年4回	北 米	ファミリーファンド	あり（部分ヘッジ）
	年6回（隔月）	欧 州		
不動産投信	年12回（毎月）	ア ジ ア		
	日 々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	な し
その他資産（投資信託証券（債券、通貨））	その他（ ）	中 南 米		
資産複合（ ） 資産配分固定型 資産配分変動型		アフリカ		
		中 近 東（中 東）		
		エマージング		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

* その他資産（投資信託証券（債券、通貨））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券、通貨へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

* 年4回：目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

* グローバル（日本を含む）：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* ファミリーファンド：目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

* 為替ヘッジあり：目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジ

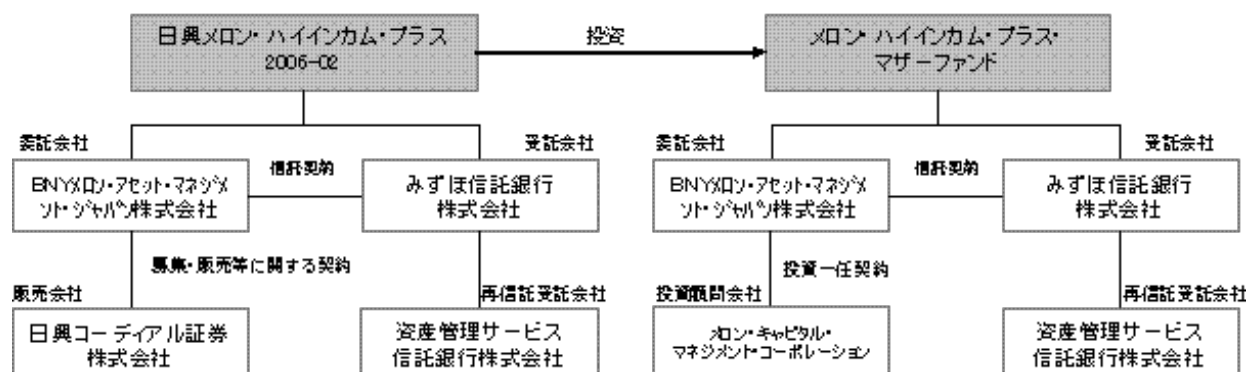
を行う旨の記載があるものをいいます。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されるため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券、通貨）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とは異なります。

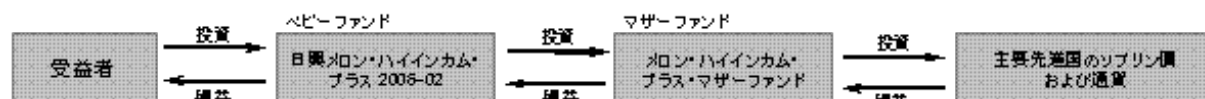
ファンドの特色

ファンド・ストラクチャー

単位型公社債投資信託(円建)



ファンドは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド「日興メロン・ハインカム・プラス 2006-02」とし、その資金をマザーファンド「メロン・ハインカム・プラス・マザーファンド」に投資して、その実質的な運用を行う。ファミリーファンド方式で運用することを基本とします。



※メロン・ハインカム・プラス・マザーファンドの運用においては、主要先進国のソブリン債、通貨の他、通貨先渡取引等が用いられます。

ファンドの特徴

相対的に高い金利水準にある主要先進国のソブリン債に投資を行います。

主要先進国のソブリン債を投資対象とし、相対的に高い金利水準にある国に集中的に投資することで、安定的に高い利子収益の獲得を目指します。

為替リスクをオーバーレイ戦略によってアクティブにヘッジします。

投資する外貨建て債券が被る為替リスクについて、アクティブにヘッジを行うオーバーレイ・ポートフォリオを組み合わせます。為替ヘッジによってリスクの低減を図りつつ、積極的に超過リターン（オーバーリターン）の獲得を目指します。

四半期毎の安定した収益の分配を行うことを目指します。

主として原債券ポートフォリオの利子収益を分配原資とし、四半期毎に安定的な収益の分配を目指します。

マザーファンドの運用は、メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションが担当します。

マザーファンドの運用は、米国最大級の金融グループであるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの一員で、債券および為替オーバーレイ戦略で定評のあるメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（以下「メロン・キャピタル社」といいます。）が担当します。

ファンドの投資目的

日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02

高金利債券の投資メリットを享受しつつ、為替リスクについてアクティブにヘッジすることで、高いリターン水準を維持しつつ、リスクの低減を図ります。

本ファンドが投資するマザーファンドは、それぞれの目的により、原債券ポートフォリオ、オーバーレイ・ポートフォリオから構成されます。

原債券ポートフォリオ

高い格付け水準にある主要先進国のうち、相対的に高い金利水準にあるソブリン債に投資を行います。

安定的に高い利子収益を獲得する事を目指します。

オーバーレイ・ポートフォリオ

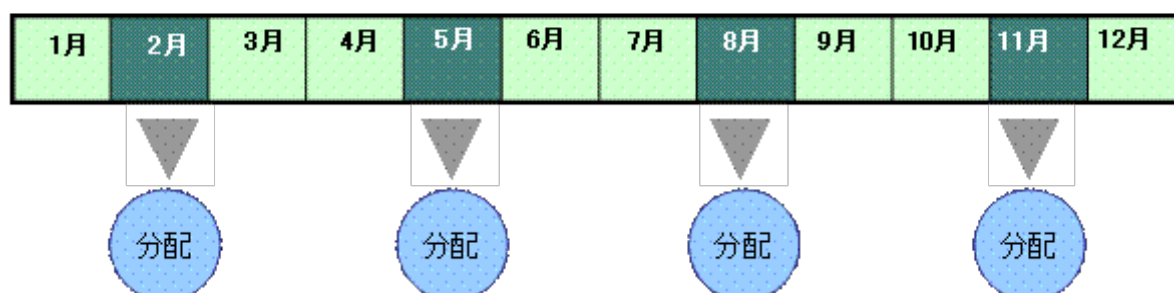
原債券ポートフォリオの投資対象国(ユニバース)の為替フォワード契約を投資対象とします。

ファンド全体の為替リスクについては目標リスク(年率標準偏差4%程度)に抑え、リターンの最大化を図ります。

ファンドの収益分配方針

- ・原則として四半期毎に安定的に収益分配を行うことを目指します。
- ・組入れ債券の利子収益等を主な分配原資として、毎決算時に収益の分配を行うことを目指します。
- ・基準価額が当初元本(1口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行う場合があります。
- ・決算日は毎年2月、5月、8月および11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)です。

分配イメージ図



- ・収益分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ・投資成果は当ファンドの基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、資料中の想定ポートフォリオの平均利回りなどの数値は過去のものであり、当ファンドの将来の運用成果等を約束するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

- 平成18年 3月 1日 当ファンドの信託契約締結、運用開始
- 平成19年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行
- 平成22年 7月20日 重大な約款変更の適用

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02）とし、その資金をマザーファンド（メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。

ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

- a. B N Y メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

- b. メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（「投資顧問会社」または「メロン・キャピタル社」といいます。）

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行います。

- c. 日興コーディアル証券株式会社（「販売会社」）

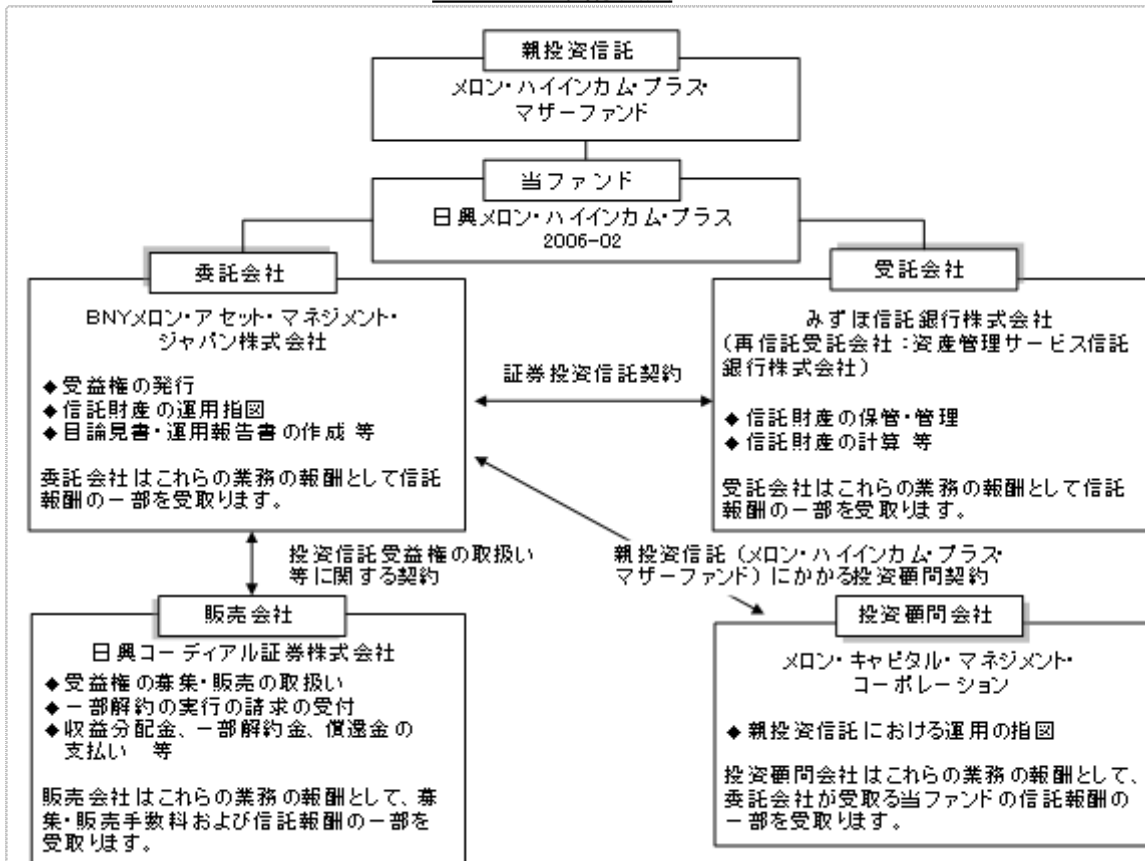
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金等の支払い等を行います。

- d. みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

- a. 資本金の額（平成22年10月末現在）

7億9,500万円

- b. 委託会社の沿革

平成10年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
 平成10年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
 平成11年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
 平成12年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
 平成12年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
 平成13年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
 平成19年 9月30日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号
 平成19年11月 1日 会社名をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

- c. 大株主の状況（平成22年10月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指すことを目的として運用を行うことを基本とします。

運用方法

a．投資対象

「メロン・ハインカム・プラス・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

b．投資態度

1. 主として、マザーファンドの受益証券に投資をし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
2. 実質外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替水準の変動による基準価額の変動を低減させることを目指します。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、または有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
5. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

（参考）マザーファンドの投資方針の概要

基本方針

この投資信託は、債券への投資を行うとともに、為替オーバーレイ運用を行い、積極的に信託財産の成長を目指します。

運用方法

a．投資対象

世界主要先進国の公共債券を主要投資対象とします。

b．投資態度

1. 主として、世界主要先進国の政府機関債券、国際機関債券、国債および短期金融商品等への投資を行います。
2. 為替オーバーレイ運用に関しては、Citigroup World Government Bond Index（以下「Citigroup WGBI」といいます。）を構成する通貨およびニュージーランドの通貨の先渡取引を用います。
3. 外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替水準の変動による基準価額の変動を低減させることを目指します。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、または有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
5. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
6. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

（2）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券を除きます。）
 - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に規定するものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含みます。）に限りします。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から6. の証券または証書の性質を有するもの
 8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 9. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
 10. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 15. 外国の者に対する権利で上記14. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1. から5. までの証券および7. の証券または証書のうち、1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考情報）マザーファンドの投資対象

投資対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券を除きます。）
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンドの信託約款に規定するものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社（運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含みます。）に限りま。
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から6.の証券または証書の性質を有するもの
 8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 9. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限りま。
 10. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）
 13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 15. 外国の者に対する権利で上記14.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1.から5.までの証券ならびに7.の証券または証書のうち、1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

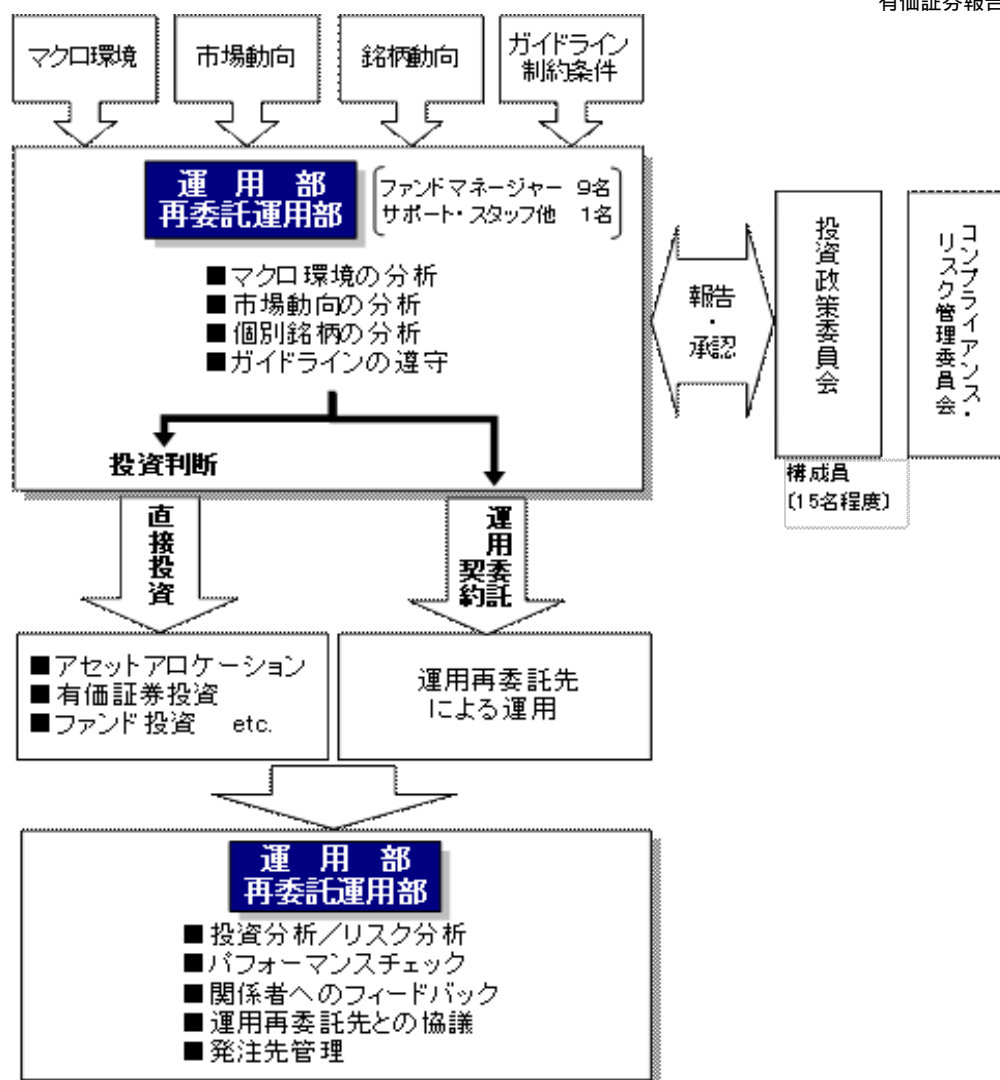
上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制

- ・ 原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、運用委託契約、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

（下記「3 投資リスク」の「（2）リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



- a. 運用部および再委託運用部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行い、また、運用再委託先の評価を行います。
- b. 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- c. 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。
- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されます。
- e. 運用部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成、運用再委託先との協議および発注状況の管理等を実施します。
- f. 運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューディリジェンスを定期的に行います。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会運営規程
- ・ファンド・マネージャー服務規程
- ・運用の再委託等についての規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は平成22年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

メロン・キャピタル社の運用体制

当ファンドの実質的運用はマザーファンドにて行います。そのマザーファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「メロン・キャピタル社」が行います。

a. 投資プロセス

- 原債券ポートフォリオの国別配分及びデュレーション戦略について

国別配分

主要先進国のソブリン債を投資対象とし、相対的に高い金利水準にある国に集中的に投資することで、安定的に高い利子収益の獲得を目指します。債券の国別配分については、各国のヘッジなしのベースの利回りの水準をベースに長期の円ヘッジ・コストを勘案します。円ヘッジ・コストについては予想インフレ率（CPIベース）、長期実質金利の水準を下に、メロン・キャピタル社が独自に計算を行います。

デュレーション戦略

デュレーションの水準を定めるに際しては、メロン・キャピタル社のイールド・カーブ・モデルに基づき、長期金利の水準が割高であると判断される際には、デュレーションを短く、逆に長期金利の水準が割安な水準であると判断される場合にはデュレーションを長くします。

- オーバーレイ・ポートフォリオ

原債券ポートフォリオの為替エクスポージャーをヘッジしつつ、推定した期待リターンをベースにアクティブなオーバーレイ・ポートフォリオを構築します。投資対象は原債券ポートフォリオと同様、主要先進国の11通貨とし、アクティブにヘッジを行うことで超過収益の獲得を目指します。通貨配分を決定するに際しては、実質金利および購買力平価から見た割安度より、各国の通貨の期待リターンを推定します。各通貨のリスクを推定し、ファンド全体の為替エクスポージャーによるリスクを4%程度に抑えるようアロケーションの最適化を図ります。

b. 運用基本スタンス

- マザーファンドの運用戦略は正当な投資理論に基づき、コスト効率性が高い完成度が高い定量アクティブ運用手法に基づいたものです。当運用戦略は1990年に開発されたグローバル・タクティカル・アセット・アロケーション（以下、GTAA）戦略から、アクティブ債券戦略及び通貨戦略を抽出したのですが、GTAA戦略は市場環境が大きく変わる中、着実に安定的なパフォーマンスを上げてきました。メロン・キャピタル社が米国における定量運用の先駆者として長きにわたって築いた運用プロセスの完成度の高さが付加価値の源泉であり、それは過去のパフォーマンスの実績にも示されています。
- 当社開発の計量モデルの強みは投資理論に厳格に即したものであること、そしてそのインプットデータの高さにあります。当社モデルは将来の期待リターン、リスク及び相関性の推定によるもので、特定の経済要因の過去の関係に基づく経験主義的なものと異なります。
- メロン・キャピタル社は常に各投資戦略の有効性を検証しており、定量モデルの改善と洗練につとめ、更なる超過収益の付加を求めています。

（注）上記の運用体制は平成22年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年2月、5月、8月および11月の各20日。（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子等収益額のいずれか多い額とします。
 - b. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - c. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ##### 収益分配金の交付
- a. 毎計算期間終了日（決算日）後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。
 - b. 支払いは、販売会社において行います。
 - c. 受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、お支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。

（５）【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限

a．投資信託証券への投資割合

マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。

b．株式への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行いません。

c．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

信託約款上のその他の投資制限

a．先物取引等の運用指図・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるこの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
なお、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

b．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

c．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買

の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。)を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

d. 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記2.の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
4. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

e. 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記1.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f. 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 上記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。

g. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h. 外国為替予約の運用指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記1.および2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

i. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記 i. の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）

（参考情報）マザーファンドの投資制限

マザーファンドの信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行いません。

b. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産の投資割合には、制限を設けません。

マザーファンドの信託約款上のその他の投資制限

a. 先物取引等の運用指図・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるこの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

b. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能

なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- d. 有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 4. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- e. 公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- f. 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払います。
- g. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- h. 外国為替予約の運用指図
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- i. 有価証券の売却等の指図
- 委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- j. 再投資の指図
- 委託会社は、上記 i. の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- k. 受託会社による資金の立替え
1. 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、債券への投資を行うとともに、為替オーバーレイ運用を行いますので、組入れた有価証券の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

債券の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、債券の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

金利変動リスク

公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体に経営不安、デフォルト（利払い・元本返済の不履行または遅延等）が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、公社債等の価格が下落するリスクがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。例えば、保有公社債の売却を行う場合、市況動向や出来高などの状況、あるいはファンドの解約金額によっては、組入公社債を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があります。基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドは為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジにはヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは、ヘッジする通貨の金利と円の金利との差に相当しますが、円の金利の方が低い場合には、このヘッジコストの分だけ収益が低下することになります。

デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、債券、金利および通貨関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価格変動が見通しと異なった場合に、ファンドが損失を被るリスクを伴います。

デリバティブ取引の相手方に対する信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、デリバティブ取引を行うことがありますが、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。その際、他の相手方と同等のポジションを再構築するため、コストがかかり、ファンドが損失を被るリスクを伴います。

ブローカーの信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドの資産のなかで、取引の証拠金やプレミアム等を表す現金またはその他の資産は、先物ブローカーで保管されることがあります。当ファンドおよびマザーファンドの資産の全部または一部が保管されているブローカーの債務不履行によって、当ファンドおよびマザーファンドの資産の一部または相当の額が失われることがあります。

当ファンド以外の投資運用を行うことによるリスク

投資顧問会社および委託会社は、当ファンドおよびマザーファンド以外にも金銭信託または他の投資信託等の運用を担っており、当該金銭信託または他の投資信託で行う売買ならびに先物取引等が、その結果として当ファンドの利益に反することがあります。

資産規模にかかる留意点

当ファンドおよびマザーファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

収益分配方針にかかわる留意点

当ファンドは、計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針）に定める収益分配方針

により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。

受託会社の信用力にかかる留意点

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしがた、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

内包されるレバレッジ

当ファンドおよびマザーファンドは、投資目的の資金借入は行いません。しかし、ヘッジ目的のために取引される先物取引等は、相対的に少ない証拠金で取引することが可能なことからレバレッジを内包している取引形態です。

法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

その他の留意点

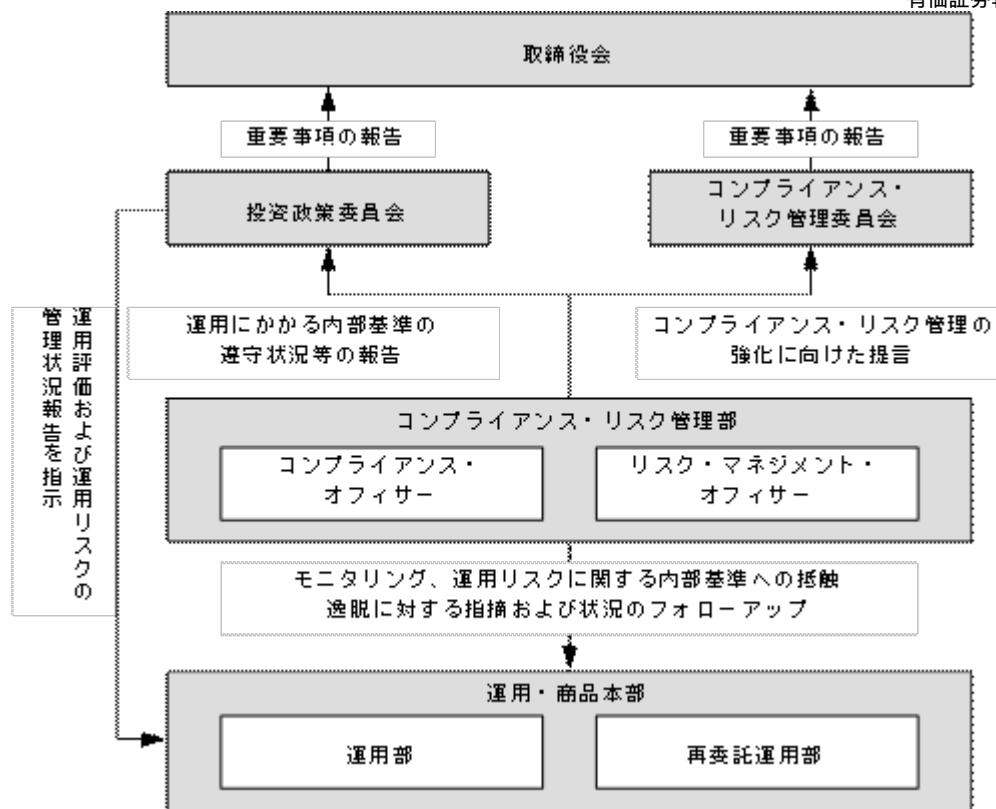
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っております。

投資政策委員会 (原則毎月2回開催)	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 (原則毎月1回開催)	コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。
コンプライアンス・ オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・ オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



（注）上記の管理体制は平成22年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

平成18年2月1日～平成18年2月28日までの募集期間中において、当ファンドの募集の取扱いが行われました。その申込手数料は、1口当たり105円（税抜100円）を上限として販売会社が独自に定める額でした。申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額は、申込金額（1万円×申込口数）の中に含まれています。ただし、5万口以上のお申込みの場合、取得申込総口数に応じて1口当たり以下の手数料を返戻しております。

取得申込口数	1口当たりの返戻金
5万口以上10万口未満の場合	26円25銭（税込）
10万口以上の場合	52円50銭（税込）

申込手数料に関する詳細は、販売会社までお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。
信託財産留保額ははありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.0%（税込）の率を乗じて得た金額とし、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末、信託契約の一部解約（一部解約における信託報酬は、当該一部解約にかかる受益権口数に対応する金額に限り、）または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年率0.55%	年率0.42%（税込）	年率0.03%
100億円超 200億円以下の部分	年率0.45%	年率0.52%（税込）	年率0.03%
200億円超 の部分	年率0.50%	年率0.47%（税込）	年率0.03%

販売会社の報酬には、消費税等相当額が含まれております。

なお、税率が変更となった場合等には、上記内容が変更されることがあります。

委託会社の受取る報酬には、「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」における投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。投資顧問会社が受取る投資顧問報酬は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下に定める率を乗じて得た金額とします。

マザーファンドの純資産総額	率
200億円以下の部分	年率0.375%
200億円超の部分	年率0.3375%

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用および当ファンドの借入金利息。

外貨建資産の保管費用。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は受益者の負担とし、信託財産の純資産総額に対し年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、上記の額が年間63万円（税抜60万円）未満の場合は年間63万円（税抜60万円）を下限とし、年間189万円（税抜180万円）を超える場合は年間189万円（税抜180万円）を上限とします。）とし、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末および信託終了の時に信託財産中から支払われます。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（５）【課税上の取扱い】

投資信託の課税については、以下のような取扱いとなります。

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

収益分配時

収益分配金に対して、一律20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

解約時

解約価額の元本超過額に対して、一律20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

償還時

償還価額の元本超過額に対して、一律20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

益金不算入制度は適用されません。

なお、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成22年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	384,833,837	100.13
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		497,897	0.13
合計（純資産総額）		384,335,940	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

<参考情報>メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド

（平成22年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	ノルウェー	680,972,471	20.06
	イギリス	663,187,869	19.53
	ニュージーランド	649,697,121	19.14
	カナダ	648,166,121	19.09
	小 計	2,642,023,582	77.82
特殊債券	オーストラリア	707,127,810	20.83
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		45,878,803	1.35

合計（純資産総額）	3,395,030,195	100.00
-----------	---------------	--------

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成22年9月30日現在）

順位	銘柄名	国／地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	382,006,986	1.0038	383,493,558	1.0074	384,833,837	100.13

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成22年9月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.13
合計	100.13

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。（平成22年9月30日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（平成22年9月30日現在）

<参考情報>メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド 投資有価証券の主要銘柄

（平成22年9月30日現在）

銘柄名	利率（％）	償還期限	国／地域	種類	数量	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	投資比率（％）
6% QUEENSLAND TREA 10/15	6	2015/10/14	オーストラリア	特殊債券	4,360,000	8,319.14	362,714,573	8,372.11	365,024,221	10.75
4.5% NORWEGIAN GOV 05/19	4.5	2019/5/22	ノルウェー	国債証券	18,600,000	1,544.21	287,223,371	1,588.89	295,533,791	8.70
6% NEW ZEALAND GVT 12/17	6	2017/12/15	ニュージーランド	国債証券	4,250,000	6,341.01	269,493,331	6,643.41	282,345,342	8.32
4.25% CANADA-GOV'T 06/18	4.25	2018/6/1	カナダ	国債証券	2,800,000	8,666.93	242,674,296	9,116.35	255,257,845	7.52
6.5% NGB 5/15/13	6.5	2013/5/15	ノルウェー	国債証券	13,890,000	1,589.89	220,837,037	1,579.87	219,445,300	6.46
8.75% TSY	8.75	2017/8/25	イギリス	国債証券	1,120,000	17,565.82	196,737,255	18,773.82	210,266,857	6.19
8.0% UKT	8	2021/6/7	イギリス	国債証券	1,020,000	17,617.92	179,702,844	19,355.82	197,429,397	5.82
6% QUEENSLAND TREA 09/17	6	2017/9/14	オーストラリア	特殊債券	2,330,000	8,228.42	191,722,211	8,428.20	196,377,098	5.78
4.5% CANADA-GOV'T 06/15	4.5	2015/6/1	カナダ	国債証券	2,000,000	8,659.47	173,189,412	9,047.59	180,951,843	5.33
5.25% CANADA-GOV'T	5.25	2012/6/1	カナダ	国債証券	2,000,000	8,643.23	172,864,692	8,637.47	172,749,416	5.09
6% NEW ZEALAND GVT 4/15	6	2015/4/15	ニュージーランド	国債証券	2,570,000	6,452.96	165,841,201	6,605.59	169,763,713	5.00
5% NORWEGIAN GOV 05/15	5	2015/5/15	ノルウェー	国債証券	10,500,000	1,561.88	163,997,652	1,580.88	165,993,380	4.89
6% QUEENSLAND TREA 08/13	6	2013/8/14	オーストラリア	特殊債券	1,750,000	8,293.18	145,130,766	8,327.22	145,726,491	4.29
9% COVERSION	9	2011/7/12	イギリス	国債証券	820,000	14,738.49	120,855,667	14,135.86	115,914,126	3.41
6.5% NEW ZEALAND GVT4/13	6.5	2013/4/15	ニュージーランド	国債証券	1,700,000	6,514.62	110,748,620	6,578.96	111,842,328	3.29
5% TREASURY	5	2025/3/7	イギリス	国債証券	550,000	13,751.48	75,633,163	15,651.04	86,080,720	2.54
6% NEW ZEALAND GVT 11/11	6	2011/11/15	ニュージーランド	国債証券	1,350,000	6,403.29	86,444,518	6,351.53	85,745,738	2.53
4.75% UKT 03/07/20	4.75	2020/3/7	イギリス	国債証券	350,000	15,042.52	52,648,829	15,284.79	53,496,769	1.58
8% CANADA-GOV'T 06/27	8	2027/6/1	カナダ	国債証券	300,000	12,053.60	36,160,819	13,069.00	39,207,017	1.15

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成22年9月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	77.82
特殊債券	20.83
合計	98.65

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。（平成22年9月30日現在）

その他投資資産の主要なもの

為替予約取引

（平成22年9月30日現在）

資産の種類	売建/ 買建	通貨	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約 取引	買建	ユーロ	5,818,000.00	648,237,005	663,833,799	19.55
		スイスフラン	7,707,324.00	641,695,479	661,365,470	19.48
		スウェーデンクローナ	41,272,032.00	478,350,155	513,424,076	15.12
		オーストラリアドル	6,015,912.00	464,107,197	484,942,664	14.28
		カナダドル	3,691,244.38	299,632,682	298,890,848	8.80
		米ドル	2,617,000.00	223,410,916	219,173,749	6.46
		ニュージーランドドル	2,561,776.00	153,572,322	157,190,575	4.63
		英ポンド	671,968.71	89,337,889	89,035,008	2.62
	売建	ノルウェークローネ	3,782,243.46	51,407,155	53,878,109	1.59
		スウェーデンクローナ	6,256,000.00	76,162,601	77,824,639	2.29
		スイスフラン	1,954,000.00	166,417,169	167,672,738	4.94
		カナダドル	8,266,676.91	683,947,000	670,758,163	19.76
		オーストラリアドル	9,119,644.80	670,641,090	741,427,120	21.84
		ニュージーランドドル	12,383,253.79	746,559,831	763,728,275	22.50
		米ドル	9,422,510.00	790,328,468	789,135,211	23.24
		ノルウェークローネ	65,254,560.77	894,316,436	932,204,425	27.46
		ユーロ	10,690,205.00	1,150,828,964	1,219,752,389	35.93
		英ポンド	11,200,630.25	1,469,578,175	1,484,685,571	43.73

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）売建の投資比率は、（マイナス）で表示しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（平成18年 5月22日）	476,235,506	481,735,506	9,525	9,635
第2期末	（平成18年 8月21日）	478,577,177	485,027,177	9,572	9,701
第3期末	（平成18年11月20日）	479,029,717	485,429,717	9,581	9,709
第4期末	（平成19年 2月20日）	468,849,374	474,799,374	9,377	9,496
第5期末	（平成19年 5月21日）	451,605,948	458,005,948	9,032	9,160
第6期末	（平成19年 8月20日）	445,155,081	450,655,081	8,903	9,013
第7期末	（平成19年11月20日）	428,749,662	433,849,662	8,575	8,677
第8期末	（平成20年 2月20日）	414,711,624	419,211,624	8,294	8,384
第9期末	（平成20年 5月20日）	402,281,578	406,431,578	8,046	8,129
第10期末	（平成20年 8月20日）	399,546,745	403,946,745	7,991	8,079
第11期末	（平成20年11月20日）	376,974,282	381,524,282	7,539	7,630
第12期末	（平成21年 2月20日）	379,437,962	383,087,962	7,589	7,662
第13期末	（平成21年 5月20日）	369,942,120	373,292,120	7,399	7,466
第14期末	（平成21年 8月20日）	365,209,871	368,859,871	7,304	7,377
第15期末	（平成21年11月20日）	370,181,802	373,981,802	7,404	7,480
第16期末	（平成22年 2月22日）	367,028,775	371,278,775	7,341	7,426
第17期末	（平成22年 5月20日）	374,578,654	378,378,654	7,492	7,568
第18期末	（平成22年 8月20日）	378,607,555	382,207,555	7,572	7,644
平成21年 9月末日		372,941,803	-	7,459	-
平成21年10月末日		370,972,356	-	7,419	-
平成21年11月末日		373,123,501	-	7,462	-
平成21年12月末日		366,528,786	-	7,331	-
平成22年 1月末日		370,943,718	-	7,419	-

平成22年 2月末日	370,115,092	-	7,402	-
平成22年 3月末日	368,429,879	-	7,369	-
平成22年 4月末日	371,599,245	-	7,432	-
平成22年 5月末日	376,575,670	-	7,532	-
平成22年 6月末日	379,422,597	-	7,588	-
平成22年 7月末日	377,473,442	-	7,549	-
平成22年 8月末日	381,873,695	-	7,637	-
平成22年 9月末日	384,335,940	-	7,687	-

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期(平成18年 3月 1日～平成18年 5月22日)	110
第2期(平成18年 5月23日～平成18年 8月21日)	129
第3期(平成18年 8月22日～平成18年11月20日)	128
第4期(平成18年11月21日～平成19年 2月20日)	119
第5期(平成19年 2月21日～平成19年 5月21日)	128
第6期(平成19年 5月22日～平成19年 8月20日)	110
第7期(平成19年 8月21日～平成19年11月20日)	102
第8期(平成19年11月21日～平成20年 2月20日)	90
第9期(平成20年 2月21日～平成20年 5月20日)	83
第10期(平成20年 5月21日～平成20年 8月20日)	88
第11期(平成20年 8月21日～平成20年11月20日)	91
第12期(平成20年11月21日～平成21年 2月20日)	73
第13期(平成21年 2月21日～平成21年 5月20日)	67
第14期(平成21年 5月21日～平成21年 8月20日)	73
第15期(平成21年 8月21日～平成21年11月20日)	76
第16期(平成21年11月21日～平成22年 2月22日)	85
第17期(平成22年 2月23日～平成22年 5月20日)	76
第18期(平成22年 5月21日～平成22年 8月20日)	72

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期(平成18年 3月 1日～平成18年 5月22日)	3.7
第2期(平成18年 5月23日～平成18年 8月21日)	1.8
第3期(平成18年 8月22日～平成18年11月20日)	1.4
第4期(平成18年11月21日～平成19年 2月20日)	0.9
第5期(平成19年 2月21日～平成19年 5月21日)	2.3
第6期(平成19年 5月22日～平成19年 8月20日)	0.2
第7期(平成19年 8月21日～平成19年11月20日)	2.5
第8期(平成19年11月21日～平成20年 2月20日)	2.2
第9期(平成20年 2月21日～平成20年 5月20日)	2.0
第10期(平成20年 5月21日～平成20年 8月20日)	0.4
第11期(平成20年 8月21日～平成20年11月20日)	4.5
第12期(平成20年11月21日～平成21年 2月20日)	1.6
第13期(平成21年 2月21日～平成21年 5月20日)	1.6
第14期(平成21年 5月21日～平成21年 8月20日)	0.3
第15期(平成21年 8月21日～平成21年11月20日)	2.4
第16期(平成21年11月21日～平成22年 2月22日)	0.3
第17期(平成22年 2月23日～平成22年 5月20日)	3.1
第18期(平成22年 5月21日～平成22年 8月20日)	2.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1口当たり10,000円として計算しています。

（４）【設定及び解約の実績】

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期（平成18年 3月 1日～平成18年 5月22日）	50,000	-	50,000
第2期（平成18年 5月23日～平成18年 8月21日）	-	-	50,000

第3期（平成18年 8月22日～平成18年11月20日）	-	-	50,000
第4期（平成18年11月21日～平成19年 2月20日）	-	-	50,000
第5期（平成19年 2月21日～平成19年 5月21日）	-	-	50,000
第6期（平成19年 5月22日～平成19年 8月20日）	-	-	50,000
第7期（平成19年 8月21日～平成19年11月20日）	-	-	50,000
第8期（平成19年11月21日～平成20年 2月20日）	-	-	50,000
第9期（平成20年 2月21日～平成20年 5月20日）	-	-	50,000
第10期（平成20年 5月21日～平成20年 8月20日）	-	-	50,000
第11期（平成20年 8月21日～平成20年11月20日）	-	-	50,000
第12期（平成20年11月21日～平成21年 2月20日）	-	-	50,000
第13期（平成21年 2月21日～平成21年 5月20日）	-	-	50,000
第14期（平成21年 5月21日～平成21年 8月20日）	-	-	50,000
第15期（平成21年 8月21日～平成21年11月20日）	-	-	50,000
第16期（平成21年11月21日～平成22年 2月22日）	-	-	50,000
第17期（平成22年 2月23日～平成22年 5月20日）	-	-	50,000
第18期（平成22年 5月21日～平成22年 8月20日）	-	-	50,000

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込期間

平成18年2月1日～平成18年2月28日までの期間に募集が行われており、既に募集は終了しております。

（2）受益権の申込み

申込みは、1,000口単位です（1口＝1万円）。

申込手数料は、1口当たり105円（税抜100円）を上限として販売会社が独自に定める額でした。申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、申込金額（1万円×申込口数）の中に含まれています。ただし、5万口以上のお申込みの場合、取得申込総口数に応じて1口当たり以下の手数料を返戻しております。

取得申込口数	1口当たりの返戻金
5万口以上10万口未満の場合	26円25銭（税込）
10万口以上の場合	52円50銭（税込）

2【換金（解約）手続等】

（1）換金（解約）の受付

1,000口以上1,000口単位をもって、信託期間中の特定日（原則として毎週金曜日とします。ただし、当該金曜日が国内の営業日でない場合、または前営業日がニューヨークの証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日の場合は、特定日は前営業日がニューヨークの証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日にあたらない営業日までさかのぼります。）の2営業日前に、信託の一部解約の実行の請求により換金することができます。ただし、特定日の2営業日前の午後3時までに受付けた分をその特定日の申込み分とします。

平成19年1月4日付で、当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

平成19年1月4日以降換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を行うのと同時に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申出を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要となります。

買取請求につきましては、販売会社までお問い合わせください。

（2）換金（解約）の手取額

解約価額は、特定日の基準価額とします。

受益者の手取額は、解約価額から、元本超過額に対して所得税および地方税を差引いた金額となります。解約代金は、解約の特定日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(3) 換金（解約）受付けの中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の算出と公表

当ファンドの基準価額（1口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、平成18年3月1日から平成28年2月29日までとします。ただし、下記「（5）その他 ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年2月20日までとします。ただし、第1期の計算期間は、平成18年3月1日から平成18年5月22日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。最終計算期間の終了日は、上記「（3）信託期間」もしくは下記「（5）その他 ファンドの解約または償還条件等」に定めるに定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの解約または償還条件等

a. 信託契約の解約

1. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10万口を下ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
2. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、上記1. および2. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 上記3. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
5. 上記4. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1. および2. の信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受

益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

7. 上記4. から6. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記4. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「 信託約款の変更 e . 」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更

- a. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。この際、下記 b . から f . の規定にしたがいます。
- b. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記 b . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 上記 c . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記 d . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 b . の信託約款の変更をしません。
- f. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記 b . から f . の規定にしたがい新受託会社を選任します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

その他の契約の変更

a. 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

b. 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

信託業務の委託等

- a. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b. 受託会社は、上記 a . に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a . に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c. 上記 a . および b . にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までに掲げる業務（裁量性のないも

のに限ります。)を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日まで）終了後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、信託期間中の特定日（原則として毎週金曜日。ただし、当該金曜日が国内の営業日でない場合、または前営業日がニューヨークの証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日の場合は、特定日は前営業日がニューヨークの証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日にあたらない営業日までさかのぼります。）の2営業日前に、自己に帰属する受益権につき委託会社に1,000口以上1,000口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、第8特定期間（第15期から第16期（平成21年8月21日から平成22年2月22日まで））及び第9特定期間（第17期から第18期（平成22年2月23日から平成22年8月20日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ただし、第8特定期間（第15期から第16期（平成21年8月21日から平成22年2月22日まで））については、改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産の計算に関する規則に基づき、第9特定期間（第17期から第18期（平成22年2月23日から平成22年8月20日まで））については、改正後の財務諸表等規則及び投資信託財産の計算に関する規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8特定期間（第15期から第16期（平成21年8月21日から平成22年2月22日まで））の財務諸表については、あずさ監査法人による監査を受け、第9特定期間（第17期から第18期（平成22年2月23日から平成22年8月20日まで））の財務諸表については、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1【財務諸表】

日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8特定期間末 (第16期計算期間末) (平成22年2月22日現在)	第9特定期間末 (第18期計算期間末) (平成22年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	366,891,705	378,321,627
未収入金	5,500,000	5,000,000
流動資産合計	372,391,705	383,321,627
資産合計	372,391,705	383,321,627
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,250,000	3,600,000
未払受託者報酬	28,617	28,566
未払委託者報酬	925,161	923,626
その他未払費用	159,152	161,880
流動負債合計	5,362,930	4,714,072
負債合計	5,362,930	4,714,072
純資産の部		
元本等		
元本	500,000,000	500,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	132,971,225	121,392,445
元本等合計	367,028,775	378,607,555
純資産合計	367,028,775	378,607,555
負債純資産合計	372,391,705	383,321,627

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8特定期間 （第15期から第16期） （自平成21年8月21日 至平成22年2月22日）	第9特定期間 （第17期から第18期） （自平成22年2月23日 至平成22年8月20日）
営業収益		
有価証券売買等損益	12,072,967	21,129,983
営業収益合計	12,072,967	21,129,983
営業費用		
受託者報酬	56,680	55,091
委託者報酬	1,832,383	1,781,112
その他費用	315,000	315,000
営業費用合計	2,204,063	2,151,203
営業利益	9,868,904	18,978,780
経常利益	9,868,904	18,978,780
当期純利益	9,868,904	18,978,780
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	134,790,129	132,971,225
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	8,050,000	7,400,000
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	132,971,225	121,392,445

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8特定期間 (第15期から第16期) (自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日)	第9特定期間 (第17期から第18期) (自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	・ 親投資信託受益証券 同左

(追加情報)

第8特定期間 (第15期から第16期) (自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日)	第9特定期間 (第17期から第18期) (自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日)
_____	当ファンドにつきましては、信託約款の信託終了日を平成23年2月28日から平成28年2月29日に変更することを全ての受益者に通知し、受益者が異議を述べることのできる期間（平成22年5月20日から平成22年6月18日まで）中に異議を申し立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えなかったため、平成22年6月24日に金融庁長官に信託約款の変更届出を行った上で平成22年7月20日に約款変更を実施し、信託終了日を平成28年2月29日に変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8特定期間末 (第16期計算期間末) (平成22年2月22日現在)	第9特定期間末 (第18期計算期間末) (平成22年8月20日現在)
1. 受益権の総数	50,000口	50,000口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	132,971,225円	121,392,445円
3. 1口当たり純資産額	7,341円	7,572円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8特定期間 (第15期から第16期) (自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日)	第9特定期間 (第17期から第18期) (自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日)
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 709,227円	1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 690,672円

2. 分配金の計算過程

第15期

（平成21年8月21日から平成21年11月20日まで）
 計算期末における費用控除後の配当等収益
 （3,802,105円）より、分配可能額は3,802,105
 円（1口当たり76.04円）であり、うち
 3,800,000円（1口当たり76円）を分配金額と
 しております。

当ファンドの配当等収益額	A	0円
親投資信託受益証券（メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド）配当等収益額	B	4,893,238円
配当等収益合計額（A+B）	C	4,893,238円
経費	D	1,091,133円
差引配当等収益額（C-D）	E	3,802,105円
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	50,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	50,000口
分配可能額（E×F/G）	H	3,802,105円
1口当たり分配可能額（H/F）	I	76.04円
1口当たり分配額	J	76円
収益分配額（J×F）	K	3,800,000円

第16期

（平成21年11月21日から平成22年2月22日まで）
 計算期末における費用控除後の配当等収益
 （4,278,136円）より、分配可能額は4,278,136
 円（1口当たり85.56円）であり、うち
 4,250,000円（1口当たり85円）を分配金額と
 しております。

当ファンドの配当等収益額	A	0円
親投資信託受益証券（メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド）配当等収益額	B	5,391,066円
配当等収益合計額（A+B）	C	5,391,066円
経費	D	1,112,930円
差引配当等収益額（C-D）	E	4,278,136円
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	50,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	50,000口
分配可能額（E×F/G）	H	4,278,136円
1口当たり分配可能額（H/F）	I	85.56円
1口当たり分配額	J	85円
収益分配額（J×F）	K	4,250,000円

2. 分配金の計算過程

第17期

（平成22年2月23日から平成22年5月20日まで）
 計算期末における費用控除後の配当等収益
 （3,830,091円）より、分配可能額は3,830,091
 円（1口当たり76.60円）であり、うち
 3,800,000円（1口当たり76円）を分配金額と
 しております。

当ファンドの配当等収益額	A	0円
親投資信託受益証券（メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド）配当等収益額	B	4,867,222円
配当等収益合計額（A+B）	C	4,867,222円
経費	D	1,037,131円
差引配当等収益額（C-D）	E	3,830,091円
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	50,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	50,000口
分配可能額（E×F/G）	H	3,830,091円
1口当たり分配可能額（H/F）	I	76.60円
1口当たり分配額	J	76円
収益分配額（J×F）	K	3,800,000円

第18期

（平成22年5月21日から平成22年8月20日まで）
 計算期末における費用控除後の配当等収益
 （3,643,918円）より、分配可能額は3,643,918
 円（1口当たり72.87円）であり、うち
 3,600,000円（1口当たり72円）を分配金額と
 しております。

当ファンドの配当等収益額	A	0円
親投資信託受益証券（メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド）配当等収益額	B	4,757,990円
配当等収益合計額（A+B）	C	4,757,990円
経費	D	1,114,072円
差引配当等収益額（C-D）	E	3,643,918円
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	50,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	50,000口
分配可能額（E×F/G）	H	3,643,918円
1口当たり分配可能額（H/F）	I	72.87円
1口当たり分配額	J	72円
収益分配額（J×F）	K	3,600,000円

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

第9特定期間（第17期から18期（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日））
 当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時
 価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

	第9特定期間 （第17期から第18期） （自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証 券等の金融商品の運用をしております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（４）附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。 委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	

金融商品の時価等に関する事項

	第9特定期間 （第17期から第18期） （自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませ ん。 (1) 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
2. 時価の算定方法	

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	第8特定期間 （第15期から第16期） （自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日）	
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	366,891,705	2,617,782
合計	366,891,705	2,617,782

	第9特定期間 （第17期から第18期） （自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）	
種類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券	8,830,735	
合計	8,830,735	

（デリバティブ取引に関する注記）

第8特定期間（第15期から第16期（自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日））

該当事項はありません。

第9特定期間（第17期から第18期（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日））

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第8特定期間（第15期から第16期（自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日））

該当事項はありません。

第9特定期間（第17期から第18期（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日））

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第8特定期間（第15期から第16期（自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日））

該当事項はありません。

第9特定期間（第17期から第18期（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日））

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の推移

項目	第8特定期間末 （第16期計算期間末） （平成22年2月22日現在）	第9特定期間末 （第18期計算期間末） （平成22年8月20日現在）
設定年月日	平成18年3月1日	平成18年3月1日
設定元本額	500,000,000円	500,000,000円
期首元本額	500,000,000円	500,000,000円
元本残存率	100.0%	100.0%

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成22年8月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	メロン・ハイインカム・ プラス・マザーファンド	381,718,926	378,321,627	—
合計		381,718,926	378,321,627	—

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは、「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、当ファンドの各特定期間末日における親投資信託の状況は次の通りです。

「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成22年2月22日現在）	（平成22年8月20日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	13,146,138	393,295,412
金銭信託	782,685	329,774
コール・ローン	60,000,000	48,000,000
国債証券	2,503,601,425	2,345,356,889
特殊債券	567,306,145	583,844,795
派生商品評価勘定	188,724,883	54,636,515
未収利息	62,234,156	42,742,236
前払費用	7,232,072	-
流動資産合計	3,403,027,504	3,468,205,621
資産合計	3,403,027,504	3,468,205,621
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	81,498,105	86,154,675
未払解約金	48,800,000	43,600,000
流動負債合計	130,298,105	129,754,675
負債合計	130,298,105	129,754,675
純資産の部		
元本等		
元本	3,493,157,982	3,368,307,839
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	220,428,583	29,856,893
元本等合計	3,272,729,399	3,338,450,946
純資産合計	3,272,729,399	3,338,450,946
負債純資産合計	3,403,027,504	3,468,205,621

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日）	（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 国債証券、特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	・ 国債証券、特殊債券 同左

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	・ 外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日において、わが国における対顧客先物売買相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	・ 外国為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。 (2) 資産・負債の状況は、平成22年2月22日現在であります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年2月21日から翌年2月20日までとなっております。	(1) 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 (2) 資産・負債の状況は、平成22年8月20日現在であります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年2月21日から翌年2月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（平成22年2月22日現在）	（平成22年8月20日現在）
1. 受益権の総数	3,493,157,982口	3,368,307,839口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	220,428,583円	29,856,893円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9369円 (9,369円)	0.9911円 (9,911円)

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

開示対象ファンドの特定期間（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

	（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権・金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、有価証券の運用による信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。 デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれており、当ファンドはこれらのデリバティブ取引により決済不履行リスク及び市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。これらのデリバティブ取引は投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的で長期的な運用に資する目的で用いられることもあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては投資リスク管理に関する委員会を設け、運用リスクの管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理部門は運用リスクの管理において、信託約款等の遵守状況や、市場リスク及び信用リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

	(自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1) 国債証券、特殊債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日)	
種類	貸借対照表計上額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	2,503,601,425	54,777,226
特殊債券	567,306,145	25,437,196
合計	3,070,907,570	80,214,422

(注) 「当期間」とは親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成21年2月21日から平成22年2月22日まで）を指しております。

種 類	(自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	83,915,545
特殊債券	16,014,343
合 計	99,929,888

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

	(自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日)
1. 取引の内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、金利先物取引および債券先物取引であります。
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引につきましては、信託約款上の投資制限を遵守しております。
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的で利用しております。
4. 取引に係るリスクの内容	当投資信託の利用しているデリバティブ取引にかかるリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となったときに発生する取引先リスクがあります。

5.取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、委託会社より当ファンドの運用の権限の委託を受けた投資顧問会社が行っております。また、委託会社のコンプライアンス・オフィサーによる定期的なモニタリングを通じ、法令等に関する違反発生を未然に防止し、厳正な遵法体制の確立・維持に努めております。

6.取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項
(通貨関連)

区分	種類	(平成22年2月22日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	320,177,201	-	324,315,179	4,137,978
	カナダドル	60,068,702	-	62,551,800	2,483,098
	ユーロ	222,456,220	-	213,969,535	8,486,685
	英ポンド	1,114,105,892	-	1,082,859,042	31,246,850
	スイスフラン	329,276,798	-	327,113,149	2,163,649
	ノルウェークローネ	141,941,525	-	143,196,174	1,254,649
	オーストラリアドル	567,805,238	-	592,628,266	24,823,028
	ニュージーランドドル	239,072,577	-	242,966,381	3,893,804
	売建				
	米ドル	913,225,000	-	938,552,528	25,327,528
	カナダドル	164,075,159	-	170,447,470	6,372,311
	ユーロ	1,370,915,204	-	1,311,338,193	59,577,011
	英ポンド	1,626,212,170	-	1,600,880,281	25,331,889
	スイスフラン	472,992,948	-	460,710,480	12,282,468
	スウェーデンクローナ	74,406,031	-	76,497,854	2,091,823
	ノルウェークローネ	611,920,600	-	592,549,548	19,371,052
	オーストラリアドル	607,091,618	-	604,410,005	2,681,613
	ニュージーランドドル	821,307,901	-	794,228,867	27,079,034
合計		-	-	-	107,226,778

(注)時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。

2. 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

区分	種類	(平成22年8月20日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		

市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	6,865,321	-	6,430,408	434,913
	カナダドル	337,869,998	-	316,813,998	21,056,000
	ユーロ	588,562,091	-	574,060,952	14,501,139
	英ポンド	267,182,154	-	263,792,639	3,389,515
	スイスフラン	485,754,423	-	485,245,998	508,425
	スウェーデンクローナ	370,201,629	-	373,165,967	2,964,338
	ノルウェークローネ	145,039,842	-	144,033,955	1,005,887
	オーストラリアドル	354,000,603	-	357,398,521	3,397,918
	ニュージーランドドル	219,884,423	-	216,031,517	3,852,906
	売建				
	米ドル	950,584,089	-	928,313,375	22,270,714
	カナダドル	767,941,092	-	759,208,529	8,732,563
	ユーロ	1,265,627,229	-	1,258,533,716	7,093,513
	英ポンド	1,508,666,059	-	1,509,410,349	744,290
	スイスフラン	162,991,680	-	169,348,371	6,356,691
	スウェーデンクローナ	33,540,511	-	32,928,587	611,924
	ノルウェークローネ	754,403,819	-	761,989,490	7,585,671
	オーストラリアドル	657,790,090	-	676,258,736	18,468,646
	ニュージーランドドル	659,250,300	-	657,935,347	1,314,953
	合計	-	-	-	31,518,160

（注）時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。

2. 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日）

該当事項はありません。

（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成21年8月21日 至 平成22年2月22日）

該当事項はありません。

（自 平成22年2月23日 至 平成22年8月20日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの各特定期間における元本額の変動

項目	（平成22年2月22日現在）	（平成22年8月20日現在）
期首元本額	3,589,861,203円	3,493,157,982円
期中追加設定元本額	2,102,104円	4,211,960円
期中一部解約元本額	98,805,325円	129,062,103円
期末元本額	3,493,157,982円	3,368,307,839円
期末における元本の内訳（注）		
日興メロン・ハイインカム・プラス2005-11	154,879,561円	150,967,022円
日興メロン・ハイインカム・プラス2006-01	77,837,843円	75,872,401円
日興メロン・ハイインカム・プラス2006-02	391,601,778円	381,718,926円

日興メロン・ハイインカム・プラス2005-07 （適格機関投資家転売制限付）	1,407,889,065円	1,335,519,167円
日興メロン・ハイインカム・プラス2005-08 （適格機関投資家転売制限付）	761,232,089円	742,089,056円
日興メロン・ハイインカム・プラス2005-09 （適格機関投資家転売制限付）	699,717,646円	682,141,267円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成22年8月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

次表のとおりです。

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
国債証券	カナダドル	4.25% CANADA-GOV'T 06/18	2,000,000.00	2,221,860.00	
		4.5% CANADA-GOV'T 06/15	2,000,000.00	2,215,560.00	
		5.25% CANADA-GOV'T	2,000,000.00	2,139,460.00	
		8% CANADA-GOV'T 06/27	300,000.00	473,925.00	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：17.3%	6,300,000.00	7,050,805.00 (579,082,614) 19.8%	
	英ポンド	5% TREASURY	550,000.00	637,337.80	
		8.0% UKT	1,020,000.00	1,481,454.12	
		8.75% TSY	1,120,000.00	1,578,884.16	
		9% COVERSION	820,000.00	881,177.74	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：18.2%	3,510,000.00	4,578,853.82 (609,124,923) 20.8%	
	ノルウェークローネ	4.5% NORWEGIAN GOV 05/19	11,800,000.00	13,276,191.80	
		5% NORWEGIAN GOV 05/15	10,500,000.00	11,698,995.00	
		6.5% NGB 5/15/13	13,890,000.00	15,433,484.58	
	計	銘柄数：3 組入時価比率：16.7%	36,190,000.00	40,408,671.38 (557,235,578) 19.0%	
	ニュージーランドドル	6% NEW ZEALAND GVT 11/11	1,350,000.00	1,388,992.05	
		6% NEW ZEALAND GVT 12/17	4,250,000.00	4,539,790.50	
		6% NEW ZEALAND GVT 4/15	2,070,000.00	2,202,546.24	
		6.5% NEW ZEALAND GVT4/13	1,700,000.00	1,805,954.20	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：18.0%	9,370,000.00	9,937,282.99 (599,913,774) 20.5%	
	小計			2,345,356,889 (2,345,356,889)	
特殊債券	オーストラリアドル	6% QUEENSLAND TREA 08/13	1,750,000.00	1,810,704.00	
		6% QUEENSLAND TREA 09/17	2,330,000.00	2,440,551.51	
		6% QUEENSLAND TREA 10/15	3,280,000.00	3,419,810.00	
	計	銘柄数：3 組入時価比率：17.5%	7,360,000.00	7,671,065.51 (583,844,795) 19.9%	
	小計			583,844,795 (583,844,795)	
	合計			2,929,201,684 (2,929,201,684)	

外貨建有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率及び有価証券合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率(%)	合計金額に 対する比率(%)
カナダドル	国債証券4銘柄	17.3	19.8
英ポンド	国債証券4銘柄	18.2	20.8
ノルウェークローネ	国債証券3銘柄	16.7	19.0
ニュージーランドドル	国債証券4銘柄	18.0	20.5
オーストラリアドル	特殊債券3銘柄	17.5	19.9

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（２）注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02

（平成22年9月30日現在）

資産総額	384,833,837円
負債総額	497,897円
純資産総額（ - ）	384,335,940円
発行済数量	50,000口
1単位当たり純資産額（ / ）	7,687円

（参考）メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド

（平成22年9月30日現在）

資産総額	3,614,891,305円
負債総額	219,861,110円
純資産総額（ - ）	3,395,030,195円
発行済数量	3,370,139,708口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0074円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

ありません。

（3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成22年10月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間にける主な資本金の額の増減

最近5年間にける主な資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構（平成22年10月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

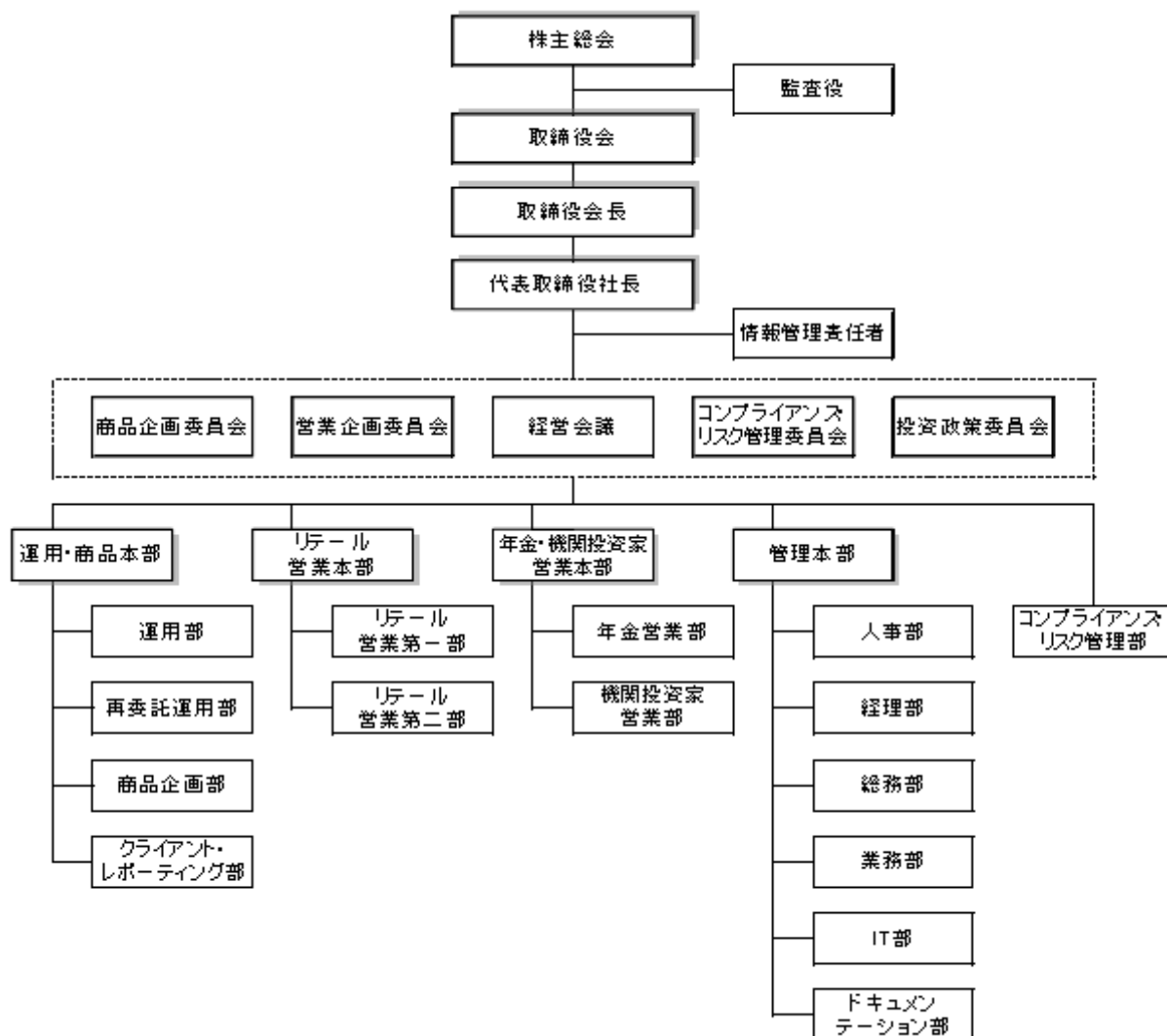
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役の全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

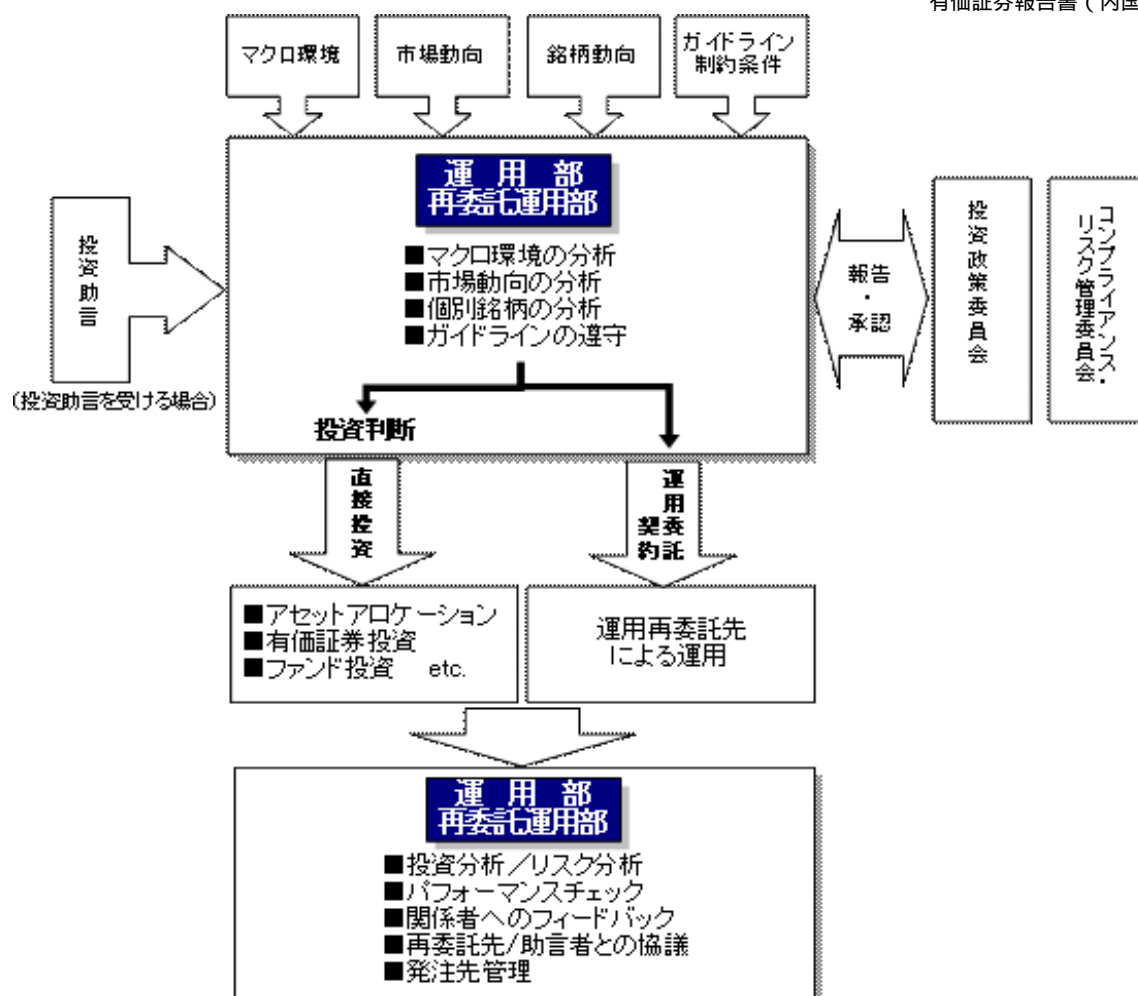
取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記は平成22年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。
運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
 - ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- （注）上記の運用体制は平成22年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成22年9月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	14	87,541
追加型株式投資信託	9	86,329
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	600
単位型公社債投資信託	3	612
私募証券投資信託	23	137,298
合 計	37	224,839

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

		前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		5,536,934	4,966,234
未収委託者報酬		177,903	280,181
未収運用受託報酬	*3	665,332	1,274,895
未収収益		44,578	30,771
未収還付法人税等		144,167	-
前払費用		35,134	53,095
仮払金		6,663	25,149
繰延税金資産		33,546	75,559
流動資産計		6,644,261	6,705,887
固定資産			
有形固定資産			
建物	*1	77,120	63,794
器具備品	*1	51,471	38,297
リース資産	*1	3,915	3,105
有形固定資産計		132,506	105,197
無形固定資産			
ソフトウェア	*2	27,786	23,326
電話加入権		228	228
無形固定資産計		28,015	23,555
投資その他の資産			
投資有価証券		269,879	1,582,278
長期差入保証金		140,003	136,531
預託金		75	75
繰延税金資産		54,555	71,720
投資その他の資産計		464,513	1,790,605
固定資産計		625,035	1,919,358
資産合計		7,269,297	8,625,245
負債の部			
流動負債			
未払金		17,151	30,028
未払費用		667,350	1,138,637
預り金		5,140	6,034
仮受金		11,739	10,111
未払法人税等		-	266,717
未払消費税等		23,046	9,261
賞与引当金		101,935	124,967
リース債務		850	850
流動負債計		827,214	1,586,608
固定負債			
退職給付引当金		82,371	128,084
役員退職慰労引当金		21,583	30,455
リース債務		3,260	2,409
固定負債計		107,215	160,949
負債合計		934,429	1,747,557
純資産の部			
株主資本			
資本金		795,000	795,000
資本剰余金			
資本準備金		695,000	695,000
資本剰余金計		695,000	695,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		4,862,732	5,398,198
利益剰余金計		4,862,732	5,398,198
株主資本計		6,352,732	6,888,198
評価・換算差額等			

その他有価証券評価差額金	17,864	10,510
評価・換算差額等計	17,864	10,510
純資産合計	6,334,868	6,877,687
負債・純資産合計	7,269,297	8,625,245

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,326,877	2,591,900
運用受託報酬	3,587,588	4,108,302
その他営業収益	241,872	122,168
営業収益計	7,156,338	6,822,371
営業費用		
支払手数料	724,318	601,106
広告宣伝費	33,562	64,888
公告費	1,156	1,060
調査費	3,367,261	3,421,291
委託計算費	55,598	37,953
通信費	11,363	12,000
印刷費	19,760	18,370
協会費	11,107	7,036
その他の営業雑経費	7,346	5,584
営業費用計	4,231,475	4,169,291
一般管理費		
役員報酬	111,143	104,678
給与・手当	795,234	750,181
賞与	4,600	-
交際費	4,573	2,993
旅費交通費	37,280	39,063
租税公課	18,715	22,107
不動産賃借料	121,935	116,473
固定資産減価償却費	44,553	36,883
賞与引当金繰入額	291,925	367,178
退職給付費用	64,028	69,914
役員退職慰労引当金繰入額	4,449	8,872
退職金	15,150	-
諸経費	169,224	157,655
一般管理費計	1,682,815	1,676,002
営業利益	1,242,047	977,078
営業外収益		
受取利息	5,673	883
為替差益	1,056	-
その他	181	6,714
営業外収益計	6,911	7,597
営業外費用		
為替差損	-	222
営業外費用計	-	222
経常利益	1,248,959	984,452
特別損失		
固定資産除却損	725	77
特別損失計	725	77
税引前当期純利益	1,248,233	984,375
法人税、住民税及び事業税	508,890	513,115
法人税等調整額	41,677	64,205
法人税等合計	550,568	448,909
当期純利益	697,665	535,465

(3) 【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,165,067	4,862,732
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
当期変動額合計	697,665	535,465
当期末残高	4,862,732	5,398,198
株主資本合計		
前期末残高	5,655,067	6,352,732
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
当期変動額合計	697,665	535,465
当期末残高	6,352,732	6,888,198
評価・換算差額等		
前期末残高	4,352	17,864
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,512	7,353
当期変動額合計	13,512	7,353
当期末残高	17,864	10,510
純資産合計		
前期末残高	5,650,714	6,334,868
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,512	7,353
当期変動額合計	684,154	542,819
当期末残高	6,334,868	6,877,687

重要な会計方針

期 別 項 目	前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	(1) その他有価証券 時価のあるもの 同 左

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 5年～22年 器具備品 3年～20年 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同 左 (2) 退職給付引当金 同 左 (3) 役員退職慰労引当金 同 左
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)
--	--

リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。	-
---	---

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成21年3月31日現在）	当事業年度 （平成22年3月31日現在）																				
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>34,287千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>75,048千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>135千円</td></tr> </table> *2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>12,977千円</td></tr> </table> *3 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>264,340千円</td></tr> </table>	建 物	34,287千円	器具備品	75,048千円	リース資産	135千円	ソフトウェア	12,977千円	未収運用受託報酬	264,340千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>47,613千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>89,683千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>945千円</td></tr> </table> *2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>20,937千円</td></tr> </table> *3 関係会社に対する資産及び負債 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>590,302千円</td></tr> </table>	建 物	47,613千円	器具備品	89,683千円	リース資産	945千円	ソフトウェア	20,937千円	未収運用受託報酬	590,302千円
建 物	34,287千円																				
器具備品	75,048千円																				
リース資産	135千円																				
ソフトウェア	12,977千円																				
未収運用受託報酬	264,340千円																				
建 物	47,613千円																				
器具備品	89,683千円																				
リース資産	945千円																				
ソフトウェア	20,937千円																				
未収運用受託報酬	590,302千円																				

（損益計算書関係）

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）								
*1 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>取締役</td><td>年額 300,000千円</td></tr> <tr> <td>監査役</td><td>年額 20,000千円</td></tr> </table> *2 関係会社との取引 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>1,409,477千円</td></tr> </table>	取締役	年額 300,000千円	監査役	年額 20,000千円	運用受託報酬	1,409,477千円	*1 同 左 *2 関係会社との取引 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>2,019,405千円</td></tr> </table>	運用受託報酬	2,019,405千円
取締役	年額 300,000千円								
監査役	年額 20,000千円								
運用受託報酬	1,409,477千円								
運用受託報酬	2,019,405千円								

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 （株）	15,900	-	-	15,900

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
-------	--------	-----	-----	--------

普通株式 (株)	15,900	-	-	15,900
-------------	--------	---	---	--------

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)																																												
1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><thead><tr><th></th><th>器具備品 (千円)</th><th>合計 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>取得価額 相 当 額</td><td>24,924</td><td>24,924</td></tr><tr><td>減価償却 累 計 額 相 当 額</td><td>10,483</td><td>10,483</td></tr><tr><td>期末残高 相 当 額</td><td>14,440</td><td>14,440</td></tr></tbody></table> なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 (2) 未経過リース料の期末残高相当額 <table><tbody><tr><td>1年以内</td><td>4,985千円</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>9,455千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>14,440千円</td></tr></tbody></table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tbody><tr><td>1. 支払リース料</td><td>4,984千円</td></tr><tr><td>2. 減価償却費相当額</td><td>4,984千円</td></tr></tbody></table> (4) 減価償却費相当額の算定法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額 相 当 額	24,924	24,924	減価償却 累 計 額 相 当 額	10,483	10,483	期末残高 相 当 額	14,440	14,440	1年以内	4,985千円	1 年 超	9,455千円	合 計	14,440千円	1. 支払リース料	4,984千円	2. 減価償却費相当額	4,984千円	1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table><thead><tr><th></th><th>器具備品 (千円)</th><th>合計 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>取得価額 相 当 額</td><td>23,259</td><td>23,259</td></tr><tr><td>減価償却 累 計 額 相 当 額</td><td>14,838</td><td>14,838</td></tr><tr><td>期末残高 相 当 額</td><td>8,420</td><td>8,420</td></tr></tbody></table> 同 左 (2) 未経過リース料の期末残高相当額 <table><tbody><tr><td>1年以内</td><td>4,091千円</td></tr><tr><td>1 年 超</td><td>4,329千円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>8,420千円</td></tr></tbody></table> 同 左 (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 <table><tbody><tr><td>1. 支払リース料</td><td>4,444千円</td></tr><tr><td>2. 減価償却費相当額</td><td>4,444千円</td></tr></tbody></table> (4) 減価償却費相当額の算定法 同 左		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額 相 当 額	23,259	23,259	減価償却 累 計 額 相 当 額	14,838	14,838	期末残高 相 当 額	8,420	8,420	1年以内	4,091千円	1 年 超	4,329千円	合 計	8,420千円	1. 支払リース料	4,444千円	2. 減価償却費相当額	4,444千円
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																																											
取得価額 相 当 額	24,924	24,924																																											
減価償却 累 計 額 相 当 額	10,483	10,483																																											
期末残高 相 当 額	14,440	14,440																																											
1年以内	4,985千円																																												
1 年 超	9,455千円																																												
合 計	14,440千円																																												
1. 支払リース料	4,984千円																																												
2. 減価償却費相当額	4,984千円																																												
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																																											
取得価額 相 当 額	23,259	23,259																																											
減価償却 累 計 額 相 当 額	14,838	14,838																																											
期末残高 相 当 額	8,420	8,420																																											
1年以内	4,091千円																																												
1 年 超	4,329千円																																												
合 計	8,420千円																																												
1. 支払リース料	4,444千円																																												
2. 減価償却費相当額	4,444千円																																												
2. ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 コピー機 (2) リース資産の減価償却方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。	2. ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 同 左 (2)リース資産の減価償却方法 同 左																																												

3. オペレーティング・リース取引	3. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年以内 113,998千円	1年以内 113,998千円
1年超 199,497千円	1年超 85,499千円
合 計 313,496千円	合 計 199,497千円

（金融商品関係）

当事業年度（平成22年3月31日現在）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は投資信託及び投資助言業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスクの管理）

投資有価証券については、時価を定期的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変更することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,966,234	4,966,234	-
(2)未収委託者報酬	280,181	280,181	-
(3)未収運用受託報酬	1,274,895	1,274,895	-
(4)未収収益	30,771	30,771	-
(5)長期差入保証金	136,531	135,957	573
(6)投資有価証券 その他の有価証券	1,582,278	1,582,278	-
資産計	8,270,892	8,270,319	573

(1)未払費用	1,138,637	1,138,637	-
負債計	1,138,637	1,138,637	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金については、貸借期間に渡り無リスク利率で割り引いた金額を時価としております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,966,234			
未収委託者報酬	280,181			
未収運用受託報酬	1,274,895			
未収収益	30,771			
長期差入保証金		136,531		
合 計	6,552,083	136,531		

(有価証券関係)

前事業年度（平成21年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区 分	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託受益証券	300,000	269,879	30,120
計	300,000	269,879	30,120

当事業年度（平成22年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区 分	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託受益証券	1,600,000	1,582,278	17,721
計	1,600,000	1,582,278	17,721

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

(1) 採用している退職給付制度の概要 当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入しております。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。 (2) 退職給付債務およびその内訳 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>82,371千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>82,371千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用の内訳 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>44,768千円</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td><td>19,260千円</td></tr> </table> (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。	退職給付債務	82,371千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	82,371千円	勤務費用	44,768千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円	(1) 採用している退職給付制度の概要 同 左 (2) 退職給付債務およびその内訳 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>128,084千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>128,084千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用の内訳 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>51,283千円</td></tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td><td>18,630千円</td></tr> </table> (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同 左	退職給付債務	128,084千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	128,084千円	勤務費用	51,283千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	18,630千円
退職給付債務	82,371千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	82,371千円																				
勤務費用	44,768千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円																				
退職給付債務	128,084千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	128,084千円																				
勤務費用	51,283千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	18,630千円																				

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																																		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 流動 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>未払費用否認</td><td>1,246</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>41,762</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>43,008</td></tr> </table> (繰延税金負債) <table> <tr> <td>未収還付事業税</td><td>9,462</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>9,462</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>33,546</td></tr> </table> 固定 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>33,516</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>8,782</td></tr> <tr> <td>投資有価証券</td><td>12,256</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>54,555</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%) <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>役員賞与</td><td>3.1</td></tr> <tr> <td>交際費否認</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>44.1</td></tr> </table>	未払費用否認	1,246	賞与引当金	41,762	繰延税金資産合計	43,008	未収還付事業税	9,462	繰延税金負債合計	9,462	繰延税金資産の純額	33,546	退職給付引当金	33,516	役員退職慰労引当金	8,782	投資有価証券	12,256	繰延税金資産合計	54,555	法定実効税率	40.7	(調整)		住民税均等割	0.1	役員賞与	3.1	交際費否認	0.1	その他	0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 流動 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>未払費用否認</td><td>3,872</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>9,743</td></tr> <tr> <td>未払地方法人特別税</td><td>11,094</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>50,849</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>75,559</td></tr> </table> 固定 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>52,117</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>12,392</td></tr> <tr> <td>投資有価証券</td><td>7,210</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>71,720</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 (%) <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.7</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>住民税均等割</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>役員賞与</td><td>4.4</td></tr> <tr> <td>交際費否認</td><td>0.1</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>0.2</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>45.6</td></tr> </table>	未払費用否認	3,872	未払事業税	9,743	未払地方法人特別税	11,094	賞与引当金	50,849	繰延税金資産合計	75,559	退職給付引当金	52,117	役員退職慰労引当金	12,392	投資有価証券	7,210	繰延税金資産合計	71,720	法定実効税率	40.7	(調整)		住民税均等割	0.2	役員賞与	4.4	交際費否認	0.1	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6
未払費用否認	1,246																																																																		
賞与引当金	41,762																																																																		
繰延税金資産合計	43,008																																																																		
未収還付事業税	9,462																																																																		
繰延税金負債合計	9,462																																																																		
繰延税金資産の純額	33,546																																																																		
退職給付引当金	33,516																																																																		
役員退職慰労引当金	8,782																																																																		
投資有価証券	12,256																																																																		
繰延税金資産合計	54,555																																																																		
法定実効税率	40.7																																																																		
(調整)																																																																			
住民税均等割	0.1																																																																		
役員賞与	3.1																																																																		
交際費否認	0.1																																																																		
その他	0.1																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1																																																																		
未払費用否認	3,872																																																																		
未払事業税	9,743																																																																		
未払地方法人特別税	11,094																																																																		
賞与引当金	50,849																																																																		
繰延税金資産合計	75,559																																																																		
退職給付引当金	52,117																																																																		
役員退職慰労引当金	12,392																																																																		
投資有価証券	7,210																																																																		
繰延税金資産合計	71,720																																																																		
法定実効税率	40.7																																																																		
(調整)																																																																			
住民税均等割	0.2																																																																		
役員賞与	4.4																																																																		
交際費否認	0.1																																																																		
その他	0.2																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6																																																																		

(持分法損益等)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	英国 ロンドン	\$31.30	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	1,409,477	未収運用 受託報酬	264,340

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国 サンフランシスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約に係る 取引の支払 (注1)	1,769,779	未払費用	319,140
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド (旧会社名 メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション)	米国 ケイマン諸島	\$0.00	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約に係る 取引の収入 (注1)	1,818,376	未収運用 受託報酬	303,847

1. 関連当事者との取引

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド（非上場）

（関連当事者との取引）

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	英国 ロンドン	\$121.43	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	2,019,405	未収運用 受託報酬	590,302

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	米国 ケイマン諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	1,174,717	未収運用 受託報酬	292,561

親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	152,750	未払費用	167,980
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国 サンフランシスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	1,255,613	未払費用	288,959
親会社の子会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	273,634	未払費用	82,939
親会社の子会社	ニューヨークメロン銀行 東京支店	日本 東京	\$1,135.00	商業銀行	なし	サービス 提供	-	-	預金	2,390,622
親会社の子会社	ウォルター・スコット アンド パートナーズ・ リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 提供	営業費用 （調査費）	289,546	未払費用	162,312

1. 関連当事者との取引

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）		当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	398,419円38銭	1株当たり純資産額	432,558円97銭
1株当たり当期純利益	43,878円33銭	1株当たり当期純利益	33,677円08銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。		同 左	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）
当期純利益（千円）	697,665	534,465
普通株式に係る当期純利益（千円）	697,665	534,465
期中平均株式数	15,900	15,900

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,260百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成22年3月末現在）

資本構成：株式会社みずほフィナンシャルグループ54%、第一生命保険相互会社23%、朝日生命保険相互会社10%、明治安田生命保険相互会社9%、富国生命保険相互会社4%

業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称：日興コーディアル証券株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容：「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称：メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

資本金の額：2,504百万米ドル（平成21年12月末現在）

事業の内容：有価証券等にかかる投資運用業務を営んでおります。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託

契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

- (2) 販売会社：ファンドの募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等に関する事務等を行います。
- (3) 投資顧問会社：委託会社からの委託を受け、「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」の運用の指図を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間における、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は、以下のとおりです。

提出年月日	書類名
平成22年 2月24日	臨時報告書
平成22年 5月21日	有価証券報告書
平成22年 5月24日	臨時報告書
平成22年 6月24日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年10月20日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02」の平成22年2月23日から平成22年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02」の平成22年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月20日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02」の平成21年8月21日から平成22年2月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-02」の平成22年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．前特定期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。